

マイナンバーの利用を開始しました

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



●個人番号欄、法人番号欄がある申告書等の税務関係書類には個人番号、法人番号の記載が必要です。

例えば、以下の書類には個人番号欄、法人番号欄が設けられています。
個人番号、法人番号の記載が必要となる時期は、書類の種類により異なります。

税金の種類	書類の区分	番号の記載開始時期
法人県民税 法人事業税	申告書	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告書から
	申請書	平成28年1月1日以後に提出する申請書から
個人事業税	申告書	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る申告書から
県たばこ税	申告書	平成28年1月1日以後に開始する課税期間の申告書から

●マイナンバー（個人番号）を記載した書類提出の際には、番号法の規定に基づき本人確認（個人番号の確認と身元の確認）を行います。

書類を提出する際には、以下の書類をお持ちください（法人番号には必要ありません）。
郵送の場合は、書類の写しが必要ですので、同封して送付してください。

